

一般財団法人 社会変革推進財団 理事の職務権限規程
(2019年10月1日改定)

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において、理事とは、代表理事たる理事長ならびに専務理事、業務執行理事たる常務理事及び理事をいう。

第3条 (法令等の順守)

理事は、法令、定款及び本法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行して定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第4条 (理事)

理事は、理事会を組織し法令及び定款の定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画しなければならない。

第5条 (理事長)

理事長の職務権限は、別表1及び2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第6条 (専務理事)

専務理事の職務権限は、別表1及び2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第 7 条（常務理事）

常務理事の職務権限は、別表 1 及び 2 に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本法人の業務を分掌、執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第 3 章 補 則

第 8 条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

第 9 条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則（平成 30 年 9 月 20 日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（平成 30 年 9 月 20 日）から施行する。

附 則（2019 年 10 月 7 日）

本規程の一部改正は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

(別表1) 理事の職務権限

		理事 長	専務 理事	常務 理事
事業関係				
貸付事業の実施に係る事務手続き			○	○
助成事業の実施に係る事務手続き（ただし、軽微な変更手続きを除く）			○	○
調査研究事業の実施の決定			○	○
広報事業の実施の決定			○	○
その他事業の実施の決定			○	○
外部評価、第三者評価の実施の決定		○	○	
評価の実施に係る事務手続き			○	○
評価結果の公表			○	○
賛助会員の募集等		○	○	
監督関係				
随時監査の実施の決定		○	○	
助成事業に係る不正行為への対応方針の決定		○	○	
管理業務関係				
役職員の人事に関する事項		○	○	
嘱託の委嘱及び解嘱			○	○
派遣・臨時雇用員等の雇用			○	○
基本財産の管理		○	○	
その他財産の管理、運用		○	○	
理事会が決議した価格の範囲内の 固定資産の処理	100万円を超えるもの	○	○	
	100万円以下のもの		○	○
法人税等の申告			○	○
固定資産税等の申告			○	○
法定調書の提出			○	○
未払金計上			○	○
有価証券の買い入れ、売却		○	○	
資金計画の承認		○	○	
労働協約の締結			○	○
緊急事態対策室の招集		○	○	
外部団体・機関に対する後援			○	○

外部団体への加入及び脱退、会費等の支払		○	○
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答で特に重要なもの	○	○	
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答で重要なもの		○	○
その他本法人の運営、管理に関する事項で特に重要なもの	○	○	
その他本法人の運営、管理に関する事項で重要なもの		○	○
出張関係			
理事長	○		
役員（理事長を除く）	○	○	

(別表2) 理事の職務分掌

理事長	
専務理事	事務局
常務理事A	総務部、コンプライアンス室
常務理事B	事業本部